

浜松市規則第 37 号

浜松市立幼稚園の使用料に関する規則の一部を改正する規則

浜松市立幼稚園の使用料に関する規則（平成 27 年浜松市規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>（条例第 5 条第 3 号及び第 4 号の規則で定める額）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 3 号の規則で定める額は、次項に規定する額から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の規定により支給される施設等利用費の額を減じた額とする。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号の規則で定める額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早朝預かり</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>降園後 16 時 30 分まで</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p>	実施区分	金額（1回につき）	早朝預かり	（略）	降園後 16 時 30 分まで	（略）	（略）		<p>（条例第 5 条第 3 号及び第 4 号の規則で定める額）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 3 号 <u>（条例第 3 条第 3 号に掲げる事業に係る部分に限る。）</u> の規則で定める額は、次項に規定する額から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の規定により支給される施設等利用費の額を減じた額とする。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号 <u>（条例第 3 条第 5 号に掲げる事業に係る部分に限る。）</u> の規則で定める額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施区分</th> <th style="text-align: center;">金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早朝預かり</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>開園時間の開始時刻から 16 時 30 分まで</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td>降園後 16 時 30 分まで</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （略）</p> <p>3 <u>条例第 5 条第 3 号（条例第 3 条第 4 号に掲げる事業に係る部分に限る。）及び条例第 5 条第 4 号（条例第 3 条第 6 号に掲げる事業に係る部分に限る。）</u> の規則で定める額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3 歳未満</td> <td style="text-align: center;">1 回 1 時間までごとに</td> <td style="text-align: center;">円 300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 歳以上</td> <td></td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用者の年齢は、利用する日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日ま</p>	実施区分	金額（1回につき）	早朝預かり	（略）	開園時間の開始時刻から 16 時 30 分まで	150	降園後 16 時 30 分まで	（略）	（略）		利用区分		金額	3 歳未満	1 回 1 時間までごとに	円 300	3 歳以上		150
実施区分	金額（1回につき）																											
早朝預かり	（略）																											
降園後 16 時 30 分まで	（略）																											
（略）																												
実施区分	金額（1回につき）																											
早朝預かり	（略）																											
開園時間の開始時刻から 16 時 30 分まで	150																											
降園後 16 時 30 分まで	（略）																											
（略）																												
利用区分		金額																										
3 歳未満	1 回 1 時間までごとに	円 300																										
3 歳以上		150																										

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定が適用される場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「<u>条例第5条第4号</u>」とあるのは、「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定により読み替えて適用される<u>条例第5条第4号</u>」とし、<u>同条第1項の規定は、適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定が適用される場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「<u>条例第5条第4号</u>（<u>条例第3条第5号</u>）」とあるのは、「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定により読み替えて適用される<u>条例第5条第4号</u>（<u>同条例第3条第5号</u>）」とする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（あらし）

この規則は、幼稚園で行う一時預かり事業に係る使用料の額を定めるほか、所要の整備を行うものです。